

中間決算公告

平成24年12月10日

中間連結貸借対照表（平成24年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	192,625	預 金	6,712,269
コーロローン及び買入手形	118,670	譲 渡 性 預 金	225,464
買 入 金 銭 債 権	11,559	借 用 金	167,386
商 品 有 価 証 券	6,132	外 国 為 替	55
金 銭 の 信 託	1,001	そ の 他 負 債	48,387
有 価 証 券	1,473,124	賞 与 引 当 金	1,620
貸 出 金	5,564,969	退 職 給 付 引 当 金	2,656
外 国 為 替	1,733	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,451
そ の 他 資 産	47,460	ポ イ ン ト 引 当 金	328
有 形 固 定 資 産	96,375	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,393
無 形 固 定 資 産	14,807	支 払 承 諾	50,772
繰 延 税 金 資 産	28,624	負 債 の 部 合 計	7,214,786
支 払 承 諾 見 返	50,772	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△ 78,733	資 本 金	121,101
		資 本 剰 余 金	80,513
		利 益 剰 余 金	71,216
		株 主 資 本 合 計	272,831
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	31,697
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 294
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,364
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	38,767
		少 数 株 主 持 分	2,739
		純 資 産 の 部 合 計	314,338
資 産 の 部 合 計	7,529,124	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,529,124

中間連結損益計算書

平成24年4月 1日から
平成24年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	70,969
資 金 運 用 収 益	48,749
(うち貸出金利息)	(39,777)
(うち有価証券利息配当金)	(8,722)
役 務 取 引 等 収 益	13,040
そ の 他 業 務 収 益	7,565
そ の 他 経 常 収 益	1,615
経 常 費 用	61,757
資 金 調 達 費 用	3,001
(うち預金利息)	(1,106)
役 務 取 引 等 費 用	4,688
そ の 他 業 務 費 用	228
営 業 経 費	37,964
そ の 他 経 常 費 用	15,874
経 常 利 益	9,212
特 別 利 益	7
特 別 損 失	672
税金等調整前中間純利益	8,547
法人税、住民税及び事業税	308
法人税等調整額	555
法人税等合計	863
少数株主損益調整前中間純利益	7,683
少数株主損失	446
中間純利益	8,129

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等
北洋ビジネスサービス株式会社
ノースパシフィック株式会社

2社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
主要な会社名

北洋ベンチャーファンド1号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名

北洋ベンチャーファンド1号

- ④ 持分法非適用の関連法人等

札幌元気チャレンジファンド

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(株式及び市場価格のある受益証券については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更)

当行は、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備を除く)を除く有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より将来にわたり定額法へ変更しております。

この変更は、近年、銀行合併、システム統合、本社ビル及びシステムセンター新築移転等により一連の経営基盤の確立が概ね完了し、今後はこれらの経営基盤を中長期的に活用していくことになるため、使用実態に即して耐用年数の全期間にわたり、均等に費用配分する定額法が期間損益をより適正に示すと判断したためであります。

これにより、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ856百万円増加しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異

発生年度の翌連結会計年度に一括費用処理

ただし、旧株式会社札幌銀行における既発生分については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理

なお、旧株式会社札幌銀行分の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては、同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「clover(キャッシュ&クレジット一体型ICカード)」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済みポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 424百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 28,551百万円、延滞債権額は 111,962百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 487百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 33,144百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 174,145百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,923百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	19,391百万円
有価証券	376,362百万円
担保資産に対応する債務	
預金	34,699百万円
借入金	72,052百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 92,473百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金は 1,837百万円で含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,484,626百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,469,281百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
------------	------------

ただし、当行が旧株式会社札幌銀行から引き継いだ事業用の土地については、平成10年3月31日に再評価を行っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出したほか、第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、路線価の奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 56,234百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 95,300百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 60,626百万円であります。
13. 連結自己資本比率(国内基準)は11.28%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,125百万円及び株式等償却 12,545百万円を含んでおります。
2. 中間包括利益 Δ 4,815百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注3)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額 (*1)
(1) 現金預け金	192,625	192,625	△ 0
(2) コールローン及び買入手形	118,670	118,687	16
(3) 有価証券 その他有価証券	1,460,390	1,460,390	—
(4) 貸出金 貸倒引当金(*2)	5,564,969 △ 75,685		
	5,489,284	5,589,455	100,171
資産計	7,260,970	7,361,158	100,187
(1) 預金	6,712,269	6,712,955	△ 685
(2) 譲渡性預金	225,464	225,510	△ 45
(3) 借用金	167,386	175,477	△ 8,091
負債計	7,105,120	7,113,943	△ 8,822
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,775	1,775	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(456)	(456)	—
デリバティブ取引計	1,319	1,319	—

(*1) 差額欄は、資産については時価から中間連結貸借対照表計上額を減算、負債については中間連結貸借対照表計上額から時価を減算した差額を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、外国為替(資産)及び外国為替(負債)については、重要性が乏しいため開示を省略しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に対応するリスク・フリーレートで割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、残存期間に対応するリスク・フリーレートで割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債については、保証を考慮せずに貸出金に準じた方法で現在価値を算定し、当該現在価値に前受保証料を加算したものを時価としております。保証協会保証付私募債については、貸出金に準じて算定した現在価値と、リスク・フリーレートで割り引いた現在価値の加重平均額に前受保証料を加算したものを時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 6,564百万円増加、「繰延税金資産」は 2,319百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 4,245百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、独立した第三者であると判断した国内大手証券会社から入手した、客観性のある理論価額を検証した上で採用しております。当該理論価額はインプライド・フォワードレートから将来のクーポンを推定し、現在価値に割り引く方法で算定されております。なお、主たる価格決定変数は、国債利回り及びスワプション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、金利更改期間に応じたリスク・フリーレートに内部格付に基づく予想損失率を加味した率で割り引いた現在価値を算定しております。金利更改期間と最終期限が異なる貸出の当該金利更改期間終了後の元本残額については、金利更改期間終了後に適用される金利が市場金利を反映していることから、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、金利更改期間終了後の現在価値相当額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、クレジットカード業務に伴うキャッシング等の貸出金については、返済期間及び金利(手数料)条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分にして、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

劣後ローンについては、金利更改期間に応じたリスク・フリーレートに、直近の劣後ローン借入利率とその時点の同期間のスワップレートとの差を加味した率で割り引いて現在価値を算定しております。劣後ローン以外の変動金利借入については、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記以外の借入金については、金利更改期間に応じたリスク・フリーレートで割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(為替予約取引、通貨オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	12,177
②組合出資金(*2)(*3)	556
合 計	12,734

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式及び組合出資金について46百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. その他有価証券(平成24年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	42,159	17,652	24,507
	債券	1,064,574	1,040,549	24,024
	国債	735,752	718,772	16,979
	地方債	110,179	107,017	3,161
	短期社債	-	-	-
	社債	218,642	214,759	3,883
	その他	131,961	118,736	13,225
	外国債券	90,449	86,946	3,502
	その他	41,512	31,789	9,723
	小計	1,238,695	1,176,938	61,757
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	20,996	22,593	△ 1,596
	債券	79,716	79,885	△ 169
	国債	20,643	20,658	△ 15
	地方債	32,174	32,210	△ 36
	短期社債	-	-	-
	社債	26,898	27,016	△ 118
	その他	140,341	152,210	△ 11,868
	外国債券	12,626	12,701	△ 75
	その他	127,714	139,508	△ 11,793
	小計	241,053	254,688	△ 13,634
合計		1,479,749	1,431,626	48,122

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、12,004百万円(うち、株式 12,004百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%以上下落した場合としており、その銘柄すべてについて減損処理の対象としております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成24年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	1,001	1,116	△ 114	-	△ 114

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	574円73銭
1株当たりの中間純利益金額	20円16銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	11円79銭

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当行及び親会社株式会社札幌北洋ホールディングスは、平成24年6月26日開催の両社定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、同年10月1日をもって合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社北洋銀行

事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 株式会社札幌北洋ホールディングス

事業の内容 銀行持株会社

(2) 企業結合日

平成24年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社北洋銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社札幌北洋ホールディングスは平成13年4月の会社設立当時、グループ内に2行あった子銀行（当行及び株式会社札幌銀行）の経営統合効果の早期実現を重要課題ととらえ、これまで両行の合併をはじめ、システム統合、店舗統廃合及び傘下のカード・リース会社の再編等に取り組み、現下において会社設立時の目的は、ほぼ達成されたものと考えております。

一方、この間の当行を取り巻く経営環境に目を転じますと、リーマン・ショックや欧州債務危機などによって状況は大きく変化しており、またその変化のスピードも増しております。

これらを踏まえて当行では、意思決定の迅速化や更なる効率化を図り、より健全かつ強固な財務基盤を確立し、円滑な金融機能の発揮によって地域経済の活性化に引き続き貢献していくため、このたび純粋持株会社制を廃止し、当行を中心としたグループ体制への再編を図ることとしたものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。